

## 吹田市高齢福祉室会計年度任用職員（作業療法士）募集要項

### 1 募集職種

作業療法士

### 2 主な勤務内容

加齢や入院などをきっかけとして体力や筋力が低下し、日常生活に不安がある高齢者の自宅等へ訪問し、身体機能の改善や生活行為を向上させるための助言及び指導を行う。

### 3 採用予定人数

1～2人

### 4 受験資格

作業療法士の資格を持ち、生活行為向上マネジメント基礎研修を受講した人。

ただし、以下の欠格条項のいずれかに該当する人は受験できません。

#### 欠格条項（地方公務員法第16条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 5 勤務条件

任用期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務日	週1日程度（勤務日、回数等相談に応じます） 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休みです。
勤務時間	1日につき7時間45分 9時から17時30分まで（休憩時間45分） 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。

勤務場所	吹田市役所福祉部高齢福祉室（吹田市泉町1-3-40）
給与	日額13,546円（地域報酬を含む）
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等が支給されます。
休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与（最大2日）
社会保険	なし
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

※任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

## 6 応募手続

- (1) 申込先 吹田市役所福祉部高齢福祉室  
電話：06-6384-1375（直通）  
吹田市役所仮設棟1階151番窓口（阪急電車吹田駅すぐ）
- (2) 選考方法 書類選考及び面接
- (3) 手続方法 資格証の写しと3か月以内に撮影した写真（正面向き、本人と確認できるもの）を貼付した履歴書を直接か郵送で上記申込先へ提出してください。後日面接の日程をお伝えします。
- (4) 結果通知 電話で通知します。

- ※1 受験資格のないことが判明した場合は合格を取消します。また、申込みの内容及び受験に係る提出書類等に虚偽が認められた場合には、合格を取消することがあります。
- ※2 合格から任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。
- ※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。
- ※4 選考に関する書類は後日返戻します（合格者は除く）。

### 【問い合わせ先】

吹田市役所福祉部高齢福祉室  
〒564-8550 吹田市泉町1-3-40  
TEL：06-6384-1375（直通）  
担当：渡邊・松本・藤田